

# 食糧麦菓子製造業経営支援対策費補助金交付要綱

制 定 令和2年4月1日付け元政統第1716号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 通則

農林水産大臣は、食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業実施要綱（令和2年4月1日付け元政統第1714号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 補助の対象及び補助率

- 1 農林水産大臣は、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助率は、定額とする。

## 第3 申請手続

- 1 事業実施主体は、法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式により食糧麦菓子製造業経営支援対策費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）正副2部を農林水産大臣に令和3年1月15日までに提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

## 第4 交付の決定

農林水産大臣は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するとともに、補助金を交付するものとする。

## 第5 事業の報告

事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第3条第2号の

規定に基づき農林水産大臣に報告してその指示を求めるものとする。この場合において、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

## 第6 補助金の経理

事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

## 第7 交付決定の変更又は取消し

- 1 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第4の規定に基づく交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、当該補助事業の実施に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、1の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の規定により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第8 額の確定

農林水産大臣は、実績報告書に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。